

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案」
に対する意見募集において提出された御意見及び考え方

2023 年 5 月

総務省

**「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案」
に対する意見募集で提出された御意見について**

○ 意見募集期間：2023年3月24日（金）～2023年4月24日（月）

○ 提出意見総数：16件

（1）個人 7件

（2）法人・団体 9件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

受付順	法人・団体意見提出者（敬称略）
1	株式会社 NTT ドコモ
2	グーグル合同会社
3	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
4	公益社団法人全国消費生活相談員協会
5	KDDI 株式会社
6	一般社団法人日本経済団体連合会
7	一般社団法人新経済連盟
8	ソフトバンク株式会社
9	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案について			
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体の構成として 今回の改正により新たに電気通信事業法の規律を受けることとなった第三号事業を営む者にとって、電気通信事業法の適用条文の判別が困難であるため、第三号事業を営む者に適用される条文を冒頭に明示していただきたい。 【個人】 	<p>本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を示したものとなっています。第三号事業を営む者に適用される電気通信事業法の全ての規律を示すものではないため、これ以上の追記は不要と考えます。</p> <p>なお、本ガイドラインは、「電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護すること」を目的とするものであり（本ガイドライン第1条）、電気通信事業を行う者を対象とします。第三号事業を営む者は、電気通信事業を行う事業者として、本ガイドライン全条文の対象となり得ます。</p>	無
全般	<p>今般の改訂において、第2章および第3章、第4章、第5章では、規範の対象となる事業者や情報の範囲が異なり、文書が複雑化し、読み取りが一層難しくなっています。※1</p> <p>利用者情報の保護について実効性を確保するためには、まず対象事業者が、その趣旨に加え、規範を正しく明確に理解することが前提と考えます。</p> <p>電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの改正案（以下「本ガイドライン」といいます。）を、明解でわかりやすいルールにしていただくことを要望します。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を示したものとなっています。できる限り一元的に電気通信事業者に適用される規律が示されることは、むしろ電気通信事業者にとって利便性が高いものであると考えられます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>具体的には、例えば、以下のような改善を要望します。</p> <p>①各規範の対象範囲を1章で表等で明確化していただきたい。</p> <p>②個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）に記載があるように（※2）変更のない部分の網羅的な記載を避け、自主ルールのみ、QAを別資料とするなど、わかりやすくしていただきたい。</p> <p>③PDFのみではなく、HTMLで引用しやすくするなど、参照しやすい形式にしていただきたい。</p> <p>（※1例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの文書に3つの対象事業者・対象情報の異なる規範が混在 ・電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説の第2章・第3章に、本ガイドラインで追加される第4章・第5章との関係の明記がされていない ・文書タイトルが個人情報等であるのに対し、本ガイドラインの定義では利用者情報、第2章の範囲は個人データ等、第5章の特定利用者情報、第6章の利用者に関する情報など、各章の情報の相関関係が読み取りにくい 等 <p>（※2）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編） https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/preliminary_guidelines_ninteidantai/#a6 「6. 個人情報保護指針</p>		

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>※個人情報保護指針策定上の留意点</p> <p>(※) 個人情報保護指針の策定上の留意点として、自主ルール部分がない場合に、通則ガイドライン等を単にそのまま網羅的に記載することや、自主ルール部分が僅少である場合に、通則ガイドライン等の網羅的な記載に加え、その該当箇所が明確ではない記載振りとするのは、次の理由により、適当ではない。」</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
1-1 目的	<p>「電気通信事業における個人情報保護ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）が2022年4月より総務省と個人情報保護委員会との共管となったことは、インターネット上の利用者保護というテーマに関し、政府が縦割り行政の弊害に陥ることなく取り組んでいく上での重要な一歩であり、新経連として歓迎する旨表明してきたところである。</p> <p>本ガイドラインは個人情報保護委員会・総務省の共同告示となっているにもかかわらず、今般、本ガイドライン解説において、その一部は総務省のみの単独所管として記載することは、共同告示という位置付けから問題があるとともに、実質的にも、再び縦割り行政の弊害につながるものであり、問題がある。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を示したものとなっています。本ガイドライン第1章から第3章まで及び第6章は個人情報保護委員会及び総務省が所管しますが、第4章及び第5章は電気通信事業法を根拠とする規律であるため、これらの章については総務省が所管することとします。なお、総務省は、本ガイドライン第4章及び第5章の規律について、個人情報保護委員会と引き続き協議をしております。</p>	無
2-1 電気通信 事業者等	<p>● 本ガイドラインにおける「電気通信事業者」の意義</p> <p>2-1『電気通信事業者』とは…」によると、本ガイドラインは電気通信事業者、第三号事業を営む者に加え、営利を目的としない電気通信事業を行う者にも適用されるが、この記述は本ガイドラインにおける「電気通信事業者」の意義を、電気通信事業法上</p>	<p>「本ガイドラインにおける『電気通信事業者』の意義を、電気通信事業法上の電気通信事業者にとどまらず、第三号事業を営む者、営利を目的としない電気通信事業を行う者をも含意して」いるというのは、御理解のとおりです。</p> <p>このような考え方は、現行の本ガイドラインの解説P14に</p>	有

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>の電気通信事業者にとどまらず、第三号事業を営む者、営利を目的としない電気通信事業を行う者をも含意して記述することとしているかのように読める。</p> <p>仮にそのような用い方をしているのであれば、電気通信事業法の「電気通信事業者」とは異なる定義であるから、同一文言を用いるのではなく、例えば「電気通信事業者等」のような別の文言を用いるべきである。</p> <p>そうでない場合は、その旨を明らかにするとともに、以降の記述において、電気通信事業者、第三号事業を営む者、営利を目的としない電気通信事業を行う者を区別して、適用有無については明示するようにしていただきたい。 【個人】</p>	<p>において、『電気通信事業者』とは、電気通信事業法上は、電気通信事業を営むことについて、登録、届出という行政上の手続を経た者をいうが、同じサービスを提供しながら本来行わなければならない手続を経ていないという理由でガイドラインの対象外となるのは不合理であることから、本ガイドラインでは、こうした手続の有無にかかわらず、電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象とする。なお、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める事業を営む者についても、同法第4条（秘密の保護）の規定の適用があり個人情報保護の必要性に差はないことから、本ガイドラインの対象とする。また、営利を目的とせずに電気通信事業を行う者についても、個人情報を適正に取り扱うことは求められることから、本ガイドラインの対象とする。」として、明示しています。</p> <p>その上で、新ガイドライン第5章（第51条）関係については、営利を目的としない場合は対象にならないため、新ガイドラインの解説2-1（電気通信事業者等）において、<u>「ただし、第5章（第51条）は、電気通信事業法第165条第2項に基づき、営利を目的としない地方公共団体は対象にならない。」</u>という記載は、<u>「ただし、第5章（第51条）は、電気通信事業法第165条第2項に基づき、営利を目的としない地方公共団体は対象にならない。また、同章は、電気通信事業法第27条の12柱書きに基づき、電気通信事業を営んでいない電気通信事業者も、同様に対象にならない。」</u>と修文します。</p>	

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
2-1 電気通信 事業者等	<p>本ガイドラインにおいては、「電気通信事業者」の用語が電気通信事業法（以下「電通法」という。）のものとは異なる概念で使用されており、また、電通法上の概念である「電気通信役務」とは別に、「電気通信サービス」という概念・用語が使用されている。このことは、本ガイドラインにより、法律の授權範囲を超えて義務を課そうとするものであり、不相当である。</p> <p>また、本ガイドラインの理解を著しく困難とし、適用対象となる事業者の規制対応コストを著しく高めるものである。特に、電通法が外国事業者に対しても域外適用されることを踏まえると、このような複雑な概念・用語の使用は、外国事業者に対する規制の実効性を損なうものとする。これらのことは、結果的に利用者の保護という法規制の目的を達成できないことにつながるものであり、問題がある。</p> <p>本ガイドラインを電通法の概念・用語に基づき再構成するとともに、法律上の義務とそうでないものについて、概念・用語のレベルで明確となるようにすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>本ガイドラインにおける、「電気通信サービス」は、従前より規定されてきたものであり、その定義に変更はないことから、修正は不要と考えます。</p> <p>また、本ガイドライン第3条を改正することによって、用語の整理を行っております。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
2-1 電気通信 事業者等	<p>● 「加入者」の意義について</p> <p>1) 今回の改正により、「加入者」とは「電気通信事業者との間で電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者」と定義が改められる。ここにおける「電気通信事業者」が、電気通信事業法の定義に従うのか、本ガイドライン1-2にいう無償の電気通信事業を行う者まで含むことを意味するのかが不明確であるので、該当する電気通信役務の提供者の範囲を明らかにしていただきたい。</p>	<p>「加入者」を規定している新ガイドライン第3条第8号における「電気通信事業者」とは、同条第5号によって規定される「電気通信事業者」を意味します。</p> <p>本ガイドラインにおける、「加入者」の定義に変更はないことから、修正は不要と考えます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>2) 従前の「電気通信事業法上の『利用者』に該当する者」から改められ、両者は別の者を指すものとした意図があると思われる。他方で「加入者」の具体が示されていないため「利用者」との差異がわかりづらいことから、例えば「契約名義人（法人名義の場合は当該法人）をいい、利用者と同一となる場合を含む。」のように明示してはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>		
2-1 電気通信 事業者等	<p>ガイドラインの対象について、「電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象とする」との規律の対象となる範囲が維持されたことについては、電気通信事業法（以下、事業法）の趣旨に沿ったものと理解している。利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保する観点で、業法として最小限の規律を設ける趣旨には賛成であり、ガイドラインにおいて事業法の規律の対象をむやみに拡大することなく事業法の範囲内にとどめることは妥当であると考え。</p> <p>一方で、外部送信規律においては、電気通信役務の提供自体が営利を目的とした事業でない場合に規律の対象とならないことは、インターネット上での利用者に関する情報の取扱いの実態からすれば、不均衡が生じることとなる。例えば、広告主企業等が自己の需要のために商品・サービスの情報を提供したり販売を行う場合は規律の対象外であるが、そのようなウェブサイトやアプリにおいても各種情報のオンライン提供サービス等の電気通信役務と同様に、広告サービスやデータ管理・分析サービス等のタグや SDK を設置し</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>て自己または第三者の目的により利用者に関する情報を送信している場合がある。</p> <p>個人情報保護法の規定においては自他どちらの需要による電気通信役務であるかどうかにかかわらず同等の取扱いが求められるものであり、利用者の安心の確保の観点からも、各企業の業界自主ルール等を含めた事業法以外の規律により不均衡・不整合が是正されることが望ましいと考える。</p> <p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>		
<p>3-5-2 アプリ ケーション ソフトウ ェアに係 るプライ バシーポ リシー</p>	<p>「3-5-2 アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー」には、アプリケーションが情報を外部に送信することの規律として、アプリケーション利用者に対し、プライバシーポリシーの公表やその公表項目についての定めがあります。</p> <p>3-5-2の定めは、「7 外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い」と重複する内容が含まれています。事業者が迷わず対応できるよう、その関係（または差分）を明確化、外部送信規範の公表必要項目を網羅した記載としていただくことを要望します。</p> <p>また、アプリケーションの対応という意味では、スマートフォンプライバシーイニシアティブの文書の内容も重複します。</p> <p>複数の文書間での記述の差異は、事業者の対応に迷いが生じると考えます。アプリケーションへの対応として、何が義務で何が努力義務か、文書の一本化・対応関係の明確化を要望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>新ガイドラインの解説 3-5-2（アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー）は、アプリケーションソフトウェアを提供する場合等に、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切であること（遵守に努めるもの）等について記載しています。一方、新ガイドラインの解説 7（外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い）は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）により導入される外部送信規律について、その義務内容等について記載しているものです。内容に一部重複があるのは御指摘のとおりと考えますが、両方が対象となる事業者にとって、遵守に努めるものと義務内容とでその性格は異なるものであり、一本化や対応関係の明確化等を行うことは考えておりません。</p>	<p>無</p>
<p>3-6-1 「漏えい</p>	<p>● 「漏えい」の意義について</p> <p>3-6-1-1 追記の「また」部分について、「考え方が異なる」の対</p>	<p>御指摘の内容については、同文において参照しているとお り、新ガイドラインの解説 6-5-3（「漏えい」の考え方）にお</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
等」の考 え方	<p>比がわかりづらいため、何と何がどのような点で異なるのか、またその理由を明示いただきたい。</p> <p>「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない」との対比であり、かつ異なる考え方をとる必要があるならば、「一方で、電気通信事業法で規定する通信の秘密の『漏えい』は、現に第三者に閲覧されているかを問わず、他人の知り得る状態に置くことを意味し・・・」のようにしてはどうか。 【個人】</p>	<p>いて、どのように異なるのか等について記載しています。</p> <p>重複的な記載を避ける観点から、適宜参照しているところであり、修正は不要と考えます。</p>	
3-6-1 「漏えい 等」の考 え方	<p>「他人の知り得る状態に置く」については、総務省「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」に規定される「通信の秘密を侵害する行為」と同様の定義であると理解しておりますが、故意による行為に限定されると解釈することができてしまうことが危惧されます。</p> <p>しかし、改正電気通信事業法第28条第11項第2号は「電気通信業務に関し次に掲げる事故」と規定されていることから故意による行為に限定されないと考えられるため、漏えい等の業務停止等の報告の対象としての「漏えい」については、「故意、過失問わず他人が知り得る状態に置かれる」ことを指す旨、とガイドライン上で明記いただくことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>「他人の知り得る状態に置く」については、御指摘のとおり、「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」に規定される「通信の秘密を侵害する行為」と同じものです。こちらについては、罰則が適用される場面では「故意」によることが要件となりますが、「通信の秘密を侵害する行為」が故意による行為に限定されるわけではありません。</p> <p>また、電気通信事業法（令和5年6月16日施行）第28条第1項第2号の「通信の秘密の漏えい」は、電気通信事業法（令和4年9月1日施行）第28条の「通信の秘密の漏えい」と同じです。</p> <p>以上により、漏えい等の業務停止等の報告の対象としての「漏えい」について、故意、過失問わず他人が知り得る状態に置かれることを指すことに変わりなく、修正は不要と考えます。</p>	無
3-6-3	通信の秘密の漏えいが生じた場合の報告先について、総務大臣	「等」には、総務省各総合通信局長又は沖縄総合通信事務	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
個人情報 保護委員 会又は委 任を受け た総務大 臣等への 報告 3-6-4 本人への 通知	から、総務大臣等に変更になっています。「等」に含まれる報告先は具体的にはどこを指すか、明確化を要望します。 【ソフトバンク株式会社】	所長が含まれます。	
6-1-1 概要 等	情報取扱規程の届出のほか、全ての届出・報告について、電磁的方法により行うことが可能であることを改めて確認したい。 【一般社団法人新経済連盟】	可能とします。提出先等の詳細については、今後総務省ホームページ上に公開するようにします。	無
6-1-1 概要 等	すべての届け出について、電子的な手続きが可能であることを明確化すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会】		
6-1-2 特定利用 者情報	「電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報」の「※1」の事例として、報告対象役務に関連して提供される収納事務から得た利用者の情報も含まれることとされているが、「関連して提供される」という点が曖昧。 例えば、あるサービス（以下「本サービス」）にオプションでメッセージ機能が付与され、いずれも同じアカウントで利用できる場合、当該アカウントに紐づく情報のうち、本サービスに関する情報のうちメッセージ機能の提供のために必要不可欠でない情報は「電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報」に含ま	メッセージ機能に関して取得される利用者情報であれば含まれるものと考えられます。	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>れないという理解でよいか、明確化すべき。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>		
6-1-2 特定利用 者情報	<p>特定利用者情報のうち、契約・登録利用者情報に関する「法人その他の団体に関する情報」の範囲の明確化を要望します。</p> <p>特定利用者情報に法人その他の情報が含まれることについては認識しています。一方で、通信の秘密や、利用者を識別できる個人情報等の契約情報や利用登録情報、単なる法人の企業情報では、そのプライバシー等利用者の利益に及ぼす影響は同等ではないと考えます。</p> <p>企業活動において、対象役務となっている通信の秘密以外の特定利用者情報から、個人情報等を除去し、既に公になっている企業情報のみを取扱うケースは多くあります。(例：契約データから分離し、商取引データとして、対象役務外と合わせて法人の企業名一覧を作成するなどの利用等)</p> <p>特定利用者情報に含まれる情報の質の違いをふまえると、指定事業者のみ、利用者の利益やプライバシーへの影響が低い情報まで、特定利用者情報の規範に対応すべきという点は不合理と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本制度においては、法人その他の団体に関する情報と個人に関する情報とは区別されていません。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
6-1-2 特定利用 者情報	<p>「アカウント（識別符号）」について、例えば当該「アカウント（識別符号）」を匿名化等により他者との区別・識別ができない形に加工し、かつ元の「アカウント（識別符号）」へ戻すことができない措置を行い、残部の情報により契約・登録利用者を識別することができない場合、当該加工後の「アカウント（識別符号）」に紐づけて整理されている情報は「特定利用者情報」には該当しな</p>	<p>個別の事案ごとに判断することとなりますが、残部の情報について、契約・登録利用者を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することができ、それにより契約・登録利用者を識別することができる場合を含む）には「特定利用者情報」に該当しますが、契約・登録利用者を識別することができない場合には、「特定利用者情報」に該当しないものと</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>い考え方となるか、ガイドライン上で明記していただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>考えられます。 なお、個別具体的な事例を新ガイドラインの解説に盛り込むことは控えさせていただきます。</p>	
6-1-2 特定利用 者情報	<p>該当箇所：【②に該当する例】 どのようなログ構成であれば「容易に検索することができるように構成された」に該当するか、より具体的にガイドライン上で例示していただくことを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>例えば、アカウント ID 等によって整理され保管されている場合が考えられます。その旨、該当部分に追記いたします。</p>	有
6-1-2 特定利用 者情報	<p>「他の情報と容易に照合することができ、それにより契約・登録利用者を識別することができることとなるものを含む。」について、容易照合性の考え方・説明が不明瞭で、役務との関係が明確でないと考えます。 なお、本ガイドライン規範の考え方としては、指定された事業者の定められた電気通信役務にのみかかる規範であることから、照合する場合の他の情報は、特定利用者情報（指定された役務内）の照合に限られ、特定利用者情報ではない情報（指定外の情報）との照合は含まないものと理解しております。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 20 で定める電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報について、他の情報と容易に照合することができ、それにより契約・登録利用者を識別することができることとなる場合には、「特定利用者情報」に該当し得るものと考えます。なお、照合の対象となる「他の情報」については、必ずしも、電気通信役務に関して取得した利用者に関する情報である必要はありません。</p>	無
6-1-3 指定電気 通信事業 者	<p>該当箇所：なお、電気通信事業における特定利用者情報の適正な取扱いの確保のため、指定電気通信事業者以外の電気通信事業者についても、第 50 条を除き、本章に定める事項を遵守することが望ましい。 指定電気通信事業者以外の電気通信事業者についても、本ガイドライン第 50 条に定める特定利用者情報の漏えい報告以外の、特</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>定利用者情報の適正な取扱いに係る各事項を遵守することが望ましいとされたことに賛同いたします。</p> <p>指定電気通信事業者以外の電気通信事業者に対しても、総務省が本ガイドラインの周知を広く行うことなどにより、特定利用者情報の適正な取扱いが業界全体で確保されていくことに期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
6-1-3 指定電気 通信事業 者	<p>利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループにおいて一部の構成員からも閾値に対する否定的な見解があったように、登録電気通信事業者は全て対象とすべきと考えます。</p> <p>電気通信事業者には、その高い公共性から、電気通信役務の円滑な提供や利用者の利益の保護が求められる観点で、高いガバナンスが求められていると理解しています。</p> <p>利用者から見た安心安全、プライバシーの確保に、事業者の規模、一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準は関係ありません。高い公共性が求められるその質で基準を設けるべきです。</p> <p>有料500万以上の基準が追加されたことは一定の評価をするものの、その基準が明確ではありません。電気通信事業法の関連基準をふまえれば、100万人が最低ラインと考えます。</p> <p>今後、電気通信事業法や関連省令等を見直す議論が行われる際は、利用者数の閾値や一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準の廃止について検討いただくことを要望します。ま</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上で の参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>た、対象外の事業者についても、施行規則改正案に準じた取扱いがなされるよう措置をいただくことを要望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>6-1-3 指定電気 通信事業 者</p>	<p>該当箇所： 【電気通信役務の提供を受けた利用者（アクティブ利用者）の数の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定対象となる「利用者」は、契約・登録利用者に限られる。したがって、検索やソーシャル・ネットワーキング・サービスなどのオンラインサービスにおいて、アカウントの付与を受けずに利用した者の数は含まない。また、アカウントの付与を受けていたとしても、当該アカウントにログインせずに利用する者は算定の対象にはならない。なお、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等においては、投稿した者に限られないため、ログインした状態で閲覧のみをする利用者についても算定対象となる。 <p>アカウントの付与を受けずに利用可能な検索サービスやソーシャル・ネットワーキング・サービスなどのオンラインサービスについて、以下のサービスは「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」に該当するか、ガイドライン上で明記していただくことを要望します。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索サービス 他社サービスの検索エンジンもしくは検索 API を用いて、検索サービスを提供する携帯キャリアのポータル Web サ 	<p>該当すると考えます。</p> <p>なお、個別具体的な事例を新ガイドラインの解説に盛り込むことは控えさせていただきます。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	イト（ログインせずに検索機能を利用することが可能であり、ログインした状態でWebサイトにアクセスすると、Webサイト上から保有ポイントや決済サービスの利用設定等の追加機能を利用することが可能） 【株式会社NTTドコモ】		
6-1-3 指定電気 通信事業 者	<p>該当箇所： 【電気通信役務の提供を受けた利用者（アクティブ利用者）の数の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つのアカウントの付与を受けた利用者に複数の電気通信役務を提供している場合には、個々の電気通信役務ごとに、1か月に1回でも利用していれば、算定対象となる。例えば、アカウント付与に伴い提供される複数のサービス（電子メールサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）のうち、当該一部の電気通信役務（電子メールサービス等）のみを利用した者は、当該一部の電気通信役務（電子メールサービス等）の利用者としてのみ算定する。 <p>例えば、電子メールサービスAを広告媒体としたメール型広告サービスBについて、メール型広告サービスBの利用者は電子メールサービスAの利用者と重複するため、電子メールサービスAの利用者数のみ報告することとし、メール型広告サービスBの利用者数の報告は不要との考え方で良いか、ガイドライン上で明記していただくことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>御理解のとおりと考えます。</p> <p>なお、個別具体的な事例を新ガイドラインの解説に盛り込むことは控えさせていただきます。</p>	無
6-1-3 指定電気	該当箇所：電子メールサービス、メッセージングサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型	御指摘の内容については、※5として一例を示しているため、これ以上の追記は考えておりません。	無

<p>該当箇所 ※新GL の解説 に対応</p>	<p>提出された御意見</p>	<p>御意見に対する考え方</p>	<p>御意見を踏 まえた案の 修正の有無</p>
<p>通信事業者</p>	<p>電気通信サービス及びその他電気通信役務（その他電気通信回線設備を設置して提供する又は電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務）については、同一の報告対象役務の区分に該当する複数のサービスを提供している場合には、実態に応じた合理的な区分により報告することも許容される（※5）。</p> <p>「実態に応じた合理的な区分」として許容される具体例をガイドライン上で明記していただくことを要望します。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>6-1-3 指定電気 通信事業 者</p>	<p>該当箇所：なお、対象となる電気通信役務についての厳密な月間アクティブ利用者数の算定が困難な場合には、合理的な方法により推計することも許容される。</p> <p>「合理的な方法により推計」として許容される具体例をガイドライン上で明記していただくことを要望します。</p> <p>合理的な方法による月間アクティブ利用者数の推計について、「利用者」は契約・登録利用者に限られることから、利用者数報告に関する改正法趣旨を踏まえて、「月間アクティブ利用者数」基準による利用者数算定・報告に代えて、「月間アクティブ利用者数」の最大値である「契約・登録利用者数」による報告も可能とすることをガイドライン上で明記していただくことを要望します。</p> <p>また、「合理的な方法により推計」として、「契約・登録利用者</p>	<p>御指摘のような方法も合理的な方法による月間アクティブ利用者数の推計に含まれ得ると考えますので、一例として該当部分に追記します。</p> <p>また、その場合、御指摘のように毎月末時点の契約・登録利用者数の平均を算定することになると考えますので、その旨該当部分に追記します。</p>	<p>有</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>数」により報告する場合、報告前年度における「毎月末の契約・登録利用者数」の平均値による報告となるか、ガイドライン上で明記していただくことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】</p>		
6-1-3 指定電気 通信事業 者	<p>該当箇所： (※3)例えば、ある事業者がインターネット接続サービスA（利用者数600万人）、インターネット接続サービスB（利用者数200万人）及びインターネット接続サービスC（利用者数100万人）の3種類のサービス（いずれも有料）を提供している場合、電気通信事業報告規則様式第15の6による報告においては、「その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合」の項目において、インターネット接続サービスA、同B、同Cの利用者数を合算して、「利用者の数の平均の区分」の「500万以上」に該当するものとして報告する必要がある。なお、このとき、インターネット接続サービスAのみならず、B及びCを含む全てが特定利用者情報規律の対象となる。</p> <p>(※3)の例における「インターネット接続サービスAのみならず、B及びCを含む全てが特定利用者情報規律の対象」との記載について、同一の電気通信役務であったとしてもサービスごとに設備構成や契約体系が異なる場合があり、インターネット接続サービスB及びインターネット接続サービスCの利用者に対して本来不要な措置や周知等を講じる必要が生じます。</p> <p>この場合、利用者の分かりにくさを招く懸念があるほか、事業</p>	<p>電気通信事業報告規則様式第15の6の注3にあるとおり、「インターネット接続サービス」は、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告することとされています。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>者としても当該措置や周知等に係る負担が生じ、仮に対応コストが過大な場合はサービス料金の上昇につながり利用者の負担増となる可能性もあることから、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」を規律対象とする法改正趣旨も踏まえ、インターネット接続サービスAのみ規律対象とするのが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
6-1-4 情報取扱 規程の策 定	<p>該当箇所：なお、電気通信事業法施行規則第72条に基づき、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならないとされていることに留意する必要がある。</p> <p>情報取扱規程全体の翻訳には多大な時間・コストを要するため、大項目の表題と、改正電気通信事業法施行規則22条の2の22第1号で定められている情報取扱規程の記載事項に該当する箇所の抄訳で足りるものとするを要望します。</p> <p>上記対応を原則とした上で、当該抄訳では総務省でのご検討におかれて不十分な箇所がある場合には、量・内容に応じた時間をいただいた上で、当該箇所に対応する全訳を提出する等の追加対応を個別に行うことも考えられます。</p> <p>情報取扱規程は内部規程であり、海外事業者においては英語等の原文に従って解釈・運用されている場合もあること、また、改正電気通信事業法施行規則22条の2の22第1号で定められている記載事項以外の内容も多々含まれていることをご理解いただきたく、お願いいたします。</p>	<p>新ガイドラインの解説6-1-4（情報取扱規程の策定）において「様式は任意」であるとしており、同解説6-1-5（情報取扱規程の届出）において「第45条第1項各号の事項以外の内容については、省略又は黒塗り等の対応が可能」としてあり、事業者としての既存の「情報取扱規程」そのままを提出するのではなく、第45条第1項各号に掲げる事項に限ったものを提出することで足りる。その際には、電気通信事業法施行規則第72条に基づき、訳文を付していただく必要があります。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>なお、仮に記載事項に該当する箇所の抄訳で足りるとされた場合であっても、記載事項とそうでないものを容易に切り分けられるわけではないため、この観点からも、上記のとおり、総務省とコミュニケーションを取らせていただきながら、合理的な範囲で追加対応を個別に行うことが考えられます。【グーグル合同会社】</p>		
6-1-4 情報取扱 規程の策 定	<p>該当箇所： 指定電気通信事業者は、外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存（※）する場合、外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合、又は外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であって情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合については、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握のために講じる体制について情報取扱規程に定める必要がある。「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」とは、指定電気通信事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、指定電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による情報収集が可能となる制度を指し、「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に限られる。</p> <p>【安全管理に関する事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的安全管理措置（責任者の設置、漏えい等事案に対応する体制等報告連絡体制、マニュアル整備、自己点検・検査等） <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（第46条第1項(3)ロ①、ハ又はニに規定する場合にあって 	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握に関して、総務省において調査を行い、準備でき次第公表するようにします。</p> <p>そのほかの点については、今後、総務省ホームページ上で公表する予定の情報取扱規程の記載例などの検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>は、) 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制</p> <p>法改正趣旨から、利用者保護を目的として当該外国の制度把握の必要性は認識しております。</p> <p>一方で事業者にとっては、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」に該当する外国の制度の把握について、当該制度の存在が公にされていない場合等、当該制度を規定する法令の特定及び当該法令の規律内容の把握を正確に行うことが困難を極めることが想定され、法令遵守観点での適切な調査及び調査結果の公表が円滑に実施できず、結果として利用者への十分な情報提供の粒度等を確保できないことが懸念されます。</p> <p>また、事業者が各々同様の調査を行うことは非効率であることを踏まえ、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」に該当する外国の制度について、今後、総務省にて諸外国の該当制度を調査し総務省 HP 等にて調査結果を公表する対応とし、特定利用者情報を取り扱う事業者は総務省による調査・公表の取組みを支援する整理としていただくことを要望します。</p> <p>「当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握のために講じる体制」について、どのような粒度での記載が求められるか（例えば把握方法に加えて把握を行う組織等についても記載が必要となるか等）、規定する項目</p>		

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>例をガイドラインまたは総務省にて作成予定の情報取扱規程策定マニュアル上で明記いただくことを要望します。</p> <p>加えて、【情報取扱方針の策定及び公表に関する事項の例】以外 は項目例が明示されていないことから、同様に項目例をガイドラインまたは総務省にて作成予定の情報取扱規程策定マニュアル上で明記いただくことを要望いたします。 【株式会社NTTドコモ】</p>		
6-1-4 情報取扱 規程の策 定	<p>安全管理に関する事項として情報取扱規程に記載する「外国の制度の把握の体制」について、具体的にどのようなことを情報取扱規程に記載すればよいのかイメージが持ちづらく、本ガイドライン解説において具体例を示していただきたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>いただいた御意見については、今後、総務省ホームページ上で公表する予定の、情報取扱規程の記載例などの検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
6-1-4 情報取扱 規程の策 定 6-1-6 情報取扱 規程の変 更	<p>『特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ（案）』に対する意見募集の結果の「2-11 情報取扱規程の様式を任意とすることに賛同するとともに、複数の内部規程を定めている場合に特定利用者情報に特化した規程を策定する必要があるか、変更届出の対象となる場合等の明確化等が必要」に対する考え方においては、</p> <p>「本取りまとめ案「3. 今後の対応及び検討課題」のとおり、電気通信事業者が情報取扱規程を策定する上での参考となるような記載マニュアルを総務省において策定することが望ましいと考えます。社内規程において、情報取扱規程の記載事項以外の変更が行われた場合には、改正電気通信事業法第27条の6第2項に基づく変更届出は不要です。」</p> <p>とのご回答があったものと承知しております。</p>	<p>いただいた御意見については、今後、総務省ホームページ上で公表する予定の、情報取扱規程の記載例などの検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>ここにいう記載マニュアルについては、例えば、総務省が公表されている「事業用電気通信設備の管理規程記載マニュアル」等と同様、規程に記載すべき内容を一定程度具体化したものを策定いただくことを改めて要望いたします。また、事業者による情報取扱規程の準備のため、当該マニュアルの策定・公表は可能な限り早期にお願い致したく存じます。関連して、変更届の対象について、社内規程の個別具体的な記載事項が「情報取扱規程の記載事項」に該当するか否かの判断が難しい場合も多いため、「情報取扱規程の記載事項」の外延を明らかなという観点からも、上記マニュアルによる記載内容の具体化を要望いたします。</p> <p>併せて、軽微な変更の場合や、その他実質的な変更がない場合等には変更の届出を不要とする旨を、本ガイドライン解説にて明らかにしていただくことも要望いたします。【グーグル合同会社】</p>		
<p>6-1-4 情報取扱 規程の策 定 6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容 6-5-2 報告対象</p>	<p>「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」（施行規則案 22 条の 2 の 22、22 条の 2 の 23、58 条）については、</p> <p>「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方（審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの）」の「意見 2-3-1 『特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度』の明確化が必要」への考え方として、</p> <p>「今後、個人情報保護委員会による公表資料を参考としつつ、外国における特定利用者情報の保護に関する制度に係る調査を行い、その結果を公表することを検討します。なお、情報取扱規程</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握に関して、総務省において調査を行い、準備でき次第公表するようにします。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>及び特定利用者情報の漏えい報告に関する規定における「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」についても、同様です。」</p> <p>とご回答いただいたものと承知しております。</p> <p>改正法の施行日が迫っており、事業者においては対応に相応の時間も要するため、できる限り早い調査の実施と結果の公表を要望いたします。</p> <p>【グーグル合同会社】</p>		
6-1-4 情報取扱 規程の策 定	<p>「特定利用者情報に係る・・・(中略)・・・重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、総務省が調査、公表すべき。個人情報保護法の越境移転に関しては、個人情報保護委員会が諸外国の状況を調査、公表している中、企業の負担等に鑑み、国として、本条において必要とされる内容を一元的に調査、公表すべき。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握に関して、総務省において調査を行い、準備でき次第総務省ホームページ上で公表するようにします。</p>	無
6-1-4 情報取扱 規程の策 定	<p>特定利用者情報に対する、いわゆるガバメントアクセスが情報取扱規程及び情報取扱方針においてそれぞれ記載が求められる「外国の制度」に含まれるとされているところ、その中でも「特定利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に限られる」という点について、いかなるガバメントアクセス行為が当該「重大な影響を及ぼす」としてこれらの対象となるのか、上記規程及び方針の策定に際して参考となる判断基準や具体例を示していただきたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握に関して、総務省における調査を通じて、今後総務省ホームページ上で明らかにするようにします。</p>	無
6-1-6 情報取扱	<p>本文において、小見出しが「6-1-6 情報取扱規程の届出」となっていますが、「6-1-6 情報取扱規程の変更」又は「6-1-6 情報取</p>	<p>御指摘のとおりです。「6-1-6 情報取扱規程の届出」という記載は、「6-1-6 情報取扱規程の変更の届出」と修文します。</p>	有

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
規程の変 更	扱規程の変更の届出」が正しいものと思料いたします。 【ゲール合同会社】		
6-2 情報取扱 方針	情報取扱方針の公表については、利用者にとって分かり易い場 所に分かり易い表示が必要です。特に、利用者からの苦情又は相 談に応ずる営業所、事務所等の連絡先、また、あらかじめ特定利 用者情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用 目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるように記載して いただきたい。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	情報取扱方針については、電気通信事業法施行規則第 22 条 の 2 の 23 柱書きにおいて、利用者が容易に確認できるよう にするものとされています。また、同条第 4 号において、情 報取扱方針には、利用者からの苦情又は相談に応ずる営業 所、事業所その他の事業場の連絡先に関する事項を記載する 必要があるとされています。さらに、新ガイドラインの解説 6-2-2（情報取扱方針の記載内容）において、「あらかじめ、 特定利用者情報を第三者に提供することを想定している場 合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分か るように記載する。」と記載しています。	無
6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容	該当箇所： (3) 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項 【略】 ロ 次の①又は②に掲げる場合にあつては、当該①又は②に掲 げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める事項 ① 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存 する場合（②に掲げる場合を除く。） 当該外国の名称及び 当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれ のある当該外国の制度の有無 【略】 ハ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託す る場合にあつては、委託先（再委託先を含む）の所在国の名	特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれの ある当該外国の制度の把握に関して、総務省において調査を 行い、準備でき次第総務省ホームページ上で公表するよう にします。	無

<p>該当箇所 ※新GL の解説 に対応</p>	<p>提出された御意見</p>	<p>御意見に対する考え方</p>	<p>御意見を踏 まえた案の 修正の有無</p>
	<p>称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無</p> <p>ニ 外国に所在する第三者が提供する電気通信役務であって、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあっては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無)</p> <p>本制度に対し、事業者が適切に対応できるよう、特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度について、総務省が広く調査の上、総務省のウェブサイトにて調査結果を公表する等、継続的に情報提供いただくことを要望します。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>		
<p>6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容</p>	<p>情報取扱方針で公表する「当該外国の制度」および当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度については、総務省等政府等公的機関が一体となって調査、情報公開いただき、その情報を事業者が参照して、利用者に説明すべきと考えます。</p> <p>個々の事業者が、各国の外国法を独自に調査し、当該制度の判定を行うことは、専門知識、および体力的に、困難であると同時に、判断が統一されず、過ちがおきやすいと考えるためです。</p> <p>なお、政府等公的機関が情報公開を行う場合、特定利用者情報と個人情報でその制度に差分がある場合でも、国ごとに情報集約するなど、そのリンクが直接利用者に参照されることもふまえ、わ</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握に関して、総務省において調査を行い、準備でき次第総務省ホームページ上で公表するようにします。</p> <p>具体的要望事項として示されている点については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>かりやすい形式で公表されることを要望します。</p> <p>具体的には、以下2点を要望します。</p> <p>①個人情報保護委員会の 諸外国・地域の法制度のページ (https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/) に合わせて掲載。または、総務省のHPに上記個人情報保護委員会の提供情報も併記。</p> <p>②事業者の準備期間を考慮し、改正電気通信事業法が令和5年6月16日に施行されることをふまえ、公表見込み時期とその掲載場所・掲載内容のイメージを公表。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度について、個人情報保護委員会では、外国における個人情報の保護に関する制度に係る調査を実施しているが、総務省においても、「個人情報の保護」と「特定利用者情報の保護」には差分があることを踏まえつつ、後者に関する外国の制度について、早期に調査を行い、公表していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握に関して、総務省において調査を行い、準備でき次第総務省ホームページ上で公表するようにします。</p>	無
6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容	<p>該当箇所： 情報取扱方針には、以下の項目について記載する必要がある。</p> <p>(1) 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項</p> <p>(2) 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項（具体的利用例を含む。）（※1）</p> <p>(3) 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項</p>	<p>該当する場合には、情報取扱方針において、情報取扱規程に記載される「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制」の概要について記載する必要があります。情報取扱規程の記載例については、今後、総務省ホームページ上で公表する予定ですが、その概要の記載例までをお示しすることは考えておりません。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>イ 安全管理措置の概要（※2） （中略） （※2）組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、（該当する場合には）特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制の全てについて記載する必要がある。</p> <p>情報取扱方針に記載が必要となる「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制」について、どのような粒度での記載が求められるか（例えば把握方法に加えて把握を行う組織等についても記載が必要となるか等）、記載する項目例をガイドライン上で明記いただくことを要望します。</p> <p>なお、（情報取扱規程とは異なり）情報取扱方針は、对外公表するものであることに鑑みると、記載の粒度が異なることは問題ないものと理解しております（例えば、情報取扱規程では、把握を行う組織名も記載するが、情報取扱方針には具体的な組織名は明記しない等）。 【株式会社NTTドコモ】</p>		
6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容	<p>該当箇所： （3）特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項 イ （略） ロ 次の①又は②に掲げる場合にあつては、当該①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める事項 ①外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存</p>	個別具体的な事例を新ガイドラインの解説に盛り込むことは控えさせていただきます。	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>(※3) する場合 (②に掲げる場合を除く。) 当該外国の名称 (※4) (※5) 及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度 (※6) の有無 (※7)</p> <p>(中略)</p> <p>(※3) 指定電気通信事業者が特定利用者情報を「保存」する場合 (委託先を通じて「保存」する場合、第三者の提供するクラウドサービスを利用して保存する場合を含む。) を意味する。国際電話及び国際ローミングにおいて、外国に所在する電気通信事業者が取得した特定利用者情報の保存は、これに該当しない。なお、保存期間がごく一時的であり、特定利用者情報の安全管理において懸念が生じ得ないほどに短時間である場合は、「保存」に該当しない。データ確認やデータ加工等の目的での一時的保管は、通常、「保存」に該当する。</p> <p>「外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存 (※3) する場合」について、※3のなお書きにおいて、「保存期間がごく一時的であり、特定利用者情報の安全管理において懸念が生じ得ないほどに短時間である場合は、「保存」に該当しない。データ確認やデータ加工等の目的での一時的保管は、通常、「保存」に該当する。」と記載されているが、どういった場合であれば「保存期間がごく一時的であり、特定利用者情報の安全管理において懸念が生じ得ないほどに短時間である場合」に該当することとなるのか、該当例をガイドライン上で明記いただくことを要望しま</p>		

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	す。 【株式会社 NTT ドコモ】		
6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容	<p>※3に「クラウドサービスを利用して保存する場合を含む」と記載されているが、個人情報保護法のQA7-53の「個人情報を取り扱わないことになっているクラウド」も含まれるのか、明確化すべき。</p> <p>※3に記載のある「保存期間がごく一時的であり、特定利用者情報の安全管理において懸念が生じ得ないほどに短時間である場合」の具体例を明示されたい。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	クラウドサービス提供事業者が個人情報を取り扱うこととなっているかどうかは問いません。	無
6-2-2 情報取扱 方針の記 載内容	<p>該当箇所：</p> <p>(5) 過去 10 年間（指定電気通信事業者として指定されている期間が 10 年に満たない場合には、当該期間）に生じた通信の秘密の漏えい及び第 50 条第 1 項に掲げる漏えいの時期及び内容の公表に関する事項（※12）</p> <p>（中略）</p> <p>（※12）情報取扱方針には、当該漏えいの時期及び内容の公表に関する方針を記載する。当該漏えいが発生した際の時期及び内容自体については、情報取扱方針又はその他の文書等で公表することが望ましい。</p> <p>どのような方針であれば「当該漏えいの内容の公表に関する方針」に該当することとなるか、具体例をガイドライン上で明記していただくことを要望します。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	当該漏えいの発生状況について、1年ごとに公表するといったことが考えられます。その旨、該当部分に追記いたします。	有
6-2-2	該当箇所：	御指摘のような方法も「利用者が理解しやすく分かりやす	無

<p>該当箇所 ※新GL の解説 に対応</p>	<p>提出された御意見</p>	<p>御意見に対する考え方</p>	<p>御意見を踏 まえた案の 修正の有無</p>
<p>情報取扱方針の記載内容</p>	<p>情報取扱方針の策定にあたっては、公表されるホームページにおいて、利用者が理解しやすく分かりやすい記載方法とする必要がある。また、同様に利用者にとって分かりやすい場所に掲載されることが望ましい。</p> <p>【利用者が理解しやすい分かりやすい記載方法の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての記載事項を一覧表示せず、アコーディオン方式（※14）で整理し、利用者にとって必要な内容のみを表示することができるようにすること ・挿絵や図表を活用すること <p>情報取扱方針の記載内容のうち、ガイドライン案第46条1項3号ロ、ハ、ニに定める事項について、多数のサービスにて特定利用者情報の取扱いがある場合は、すべての事項を情報取扱方針に記載するのではなく、当該取扱方針にて各サービスページ等へのリンクのみを掲載し、当該リンク先にて確認いただくという対応も「利用者が理解しやすくわかりやすい記載方法」となるか、ガイドライン上で明記いただくことを要望します。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>「記載方法」になり得ると考えますが、例えば、リンクのみの記載では分かりにくくなりかねないため、相応の工夫をすることが望ましいと考えられます。このような考え方のため、修正は不要と考えます。</p>	
<p>6-2-2 情報取扱方針の記載内容</p>	<p>該当箇所： （※7）合理的に調査可能な範囲で行った調査により判明した内容を公表することで足りる。</p> <p>どのような範囲で行った調査であれば「合理的に調査可能な範囲で行った調査」に該当することとなるか、具体例をガイドライ</p>	<p>例えば、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法などが考えられます。その旨該当部分に追記いたします。</p>	<p>有</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>ン上で明記していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
6-3-2 評価の実 施	<p>規制の適用対象となる事業者は、特定利用者情報の取扱状況の評価を実施し、その評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならないとされている。</p> <p>評価に当たっては、本ガイドライン第47条において「直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ」ることとされているが、具体的にこれら変化によるどのような影響が生じた場合に、情報取扱規程や情報取扱方針をどのように変更することが考えられるのか等、事業者が評価を実施する際の参考となるような考え方を示していただきたい。【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>例えば、サイバーセキュリティに対する脅威が増し、それまで想定し得なかったようなサイバー攻撃を受け、特定利用者情報の漏えいが発生したことにより、情報取扱規程における技術的安全管理措置をより強固なものに見直しをする必要が生じる場合などが考えられます。</p>	無
6-5 特定利用 者情報の 漏えい報 告	<p>特定利用者情報の漏えい時の報告については、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」）における個人情報の漏えい報告との事実上の二度手間になるような運用は避けるべきである。</p> <p>例えば、個情法においては、同法施行規則第8条第3項第1号において、電子情報処理組織を使用する方法が原則となっており、個人情報保護委員会は「漏えい等報告フォーム」を公表しているが、総務省において個情法に基づく漏えい報告と電通法に基づく漏えい報告をともに受け取る運用を行う場合、総務省においても同様の漏えい報告フォームを設け、統合的に一度のフォームの入力で両方の報告が完了できるなど、デジタル化に対応しつつ二度手間を避けることが可能な運用とすべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	【一般社団法人新経済連盟】		
6-5-2 報告対象	<p>該当箇所： 通信の秘密に該当する情報を除く特定利用者情報（以下6-5において「一定の特定利用者情報」という。）であって以下のいずれかの情報を漏えいした場合に、報告が必要である。</p> <p>①一定の特定利用者情報に含まれる契約・登録利用者の数が1,000を超える情報（※1） （中略） （※1）利用者が一人で複数のアカウントを利用できるサービスである場合、（本人の人数ではなく）アカウント数に基づいて算定される。</p> <p>ガイドライン解説案「6-1-2 特定利用者情報」において、「特定利用者情報には、法人その他の団体に関する情報も含まれる」との記載があるところ、当該法人内で複数のアカウントが従業員に対して割り振られているという場合において、当該従業員のアカウントが漏えいした場合、「契約・登録利用者の数」は利用者数の算定と同様、法人単位で算定する考え方となるか、ガイドライン上で明記いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	御指摘のとおりと考えます。その旨該当部分に追記いたします。	有
6-5-2 報告対象	総務省への漏えい報告の対象として、いわゆるガバメントアクセスによる外国政府への提供も含まれ得るところ、ここで報告対象となる提供行為は、本ガイドライン解説6-1-4（情報取扱規程の策定）の制度と同一とされている。	電気通信事業法第28条第1項第2号ロ及び電気通信事業法施行規則第58条第1項第2号に基づき総務大臣への報告が義務づけられるのは、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」に基づき外国政府に	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>いわゆるガバメントアクセスについて、広くは、例えば、公安当局による調査、具体的事件を対象とした警察・検察当局からの照会、裁判所からの係属訴訟事案に関連した照会、税務署の税務調査を含めた、様々な類型が想定されるが、これら全てが一律に報告対象行為となるものではないとの理解でよいか。</p> <p>その場合、具体的に報告対象となる行為類型とはどのようなものか、その判断基準や具体例を示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>特定利用者情報を提供した場合に限られ、「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」とは、新ガイドラインの解説 6-1-4（情報取扱規程の策定）における「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」と同様、特定の利用者情報に係る利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限られます。</p> <p>したがって、いわゆるガバメントアクセスには、御指摘のように様々な類型が想定されますが、全てが一律に「特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度」に該当するわけではありません。</p>	
6-5-4 報告様式 等	<p>いわゆるガバメントアクセスによる提供の場合でも総務省への漏えい報告対象となる場合があるところ、この場合、報告対象事項とされる「再発防止策」とは、どのようなものを想定しているのか、具体例を示していただきたい。【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>電気通信事業法施行規則様式第 50 の 2 の 2 の注 3 において、同施行規則第 58 条第 1 項第 2 号（新ガイドライン第 50 条第 1 項第 2 号）に該当する場合には、復旧年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載を省略することができます。</p>	無
7 外部送信 に係る利 用者に関 する情報 の取扱い	<p>● 該当する情報の送信がなかった場合について</p> <p>外部送信規律の対象となる事業者、電気通信役務に該当するが、送信される情報に利用者に通知または容易に知り得る状態にする必要があるものが無かった場合、「外部に送信する情報はありませぬ」や「外部送信規律の対象になる情報の送信はありませぬ」のような表示をするのは、かえって利用者の正確な理解を阻害するから、このような場合はあえて特別な対応は要しないと明記してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本規律は「情報送信指令通信を行おうとするとき」に適用されるものですので、御指摘のとおり、外部送信規律の適用対象となるような情報送信指令通信が行われていなかった場合において、「外部に送信する情報はありませぬ」や「外部送信規律の対象になる情報の送信はありませぬ」といった通知等をする必要はありません。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
7 外部送信 に係る利 用者に関 する情報 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 「利用者」の意義および7-1「利用者への確認の機会」について 電気通信事業法第二条第七号および本ガイドラインにおいて、「利用者」とは、電気通信役務を利用するいわゆる個々のユーザーが対象になる。 一方で、特に企業向け電気通信役務においては、ユーザーに関する情報に関し、個々のユーザーが個別に別個の取扱いを選択することを許容することが馴染まないものがある。具体的にはパソコン等の情報機器の管理システムやセキュリティシステム（いわゆるクラウドサービスとして提供されているものを想定する）において、企業はその資産である情報機器の所在や設定状況、場合によってはユーザーの操作、送信情報などを把握する必要性があり、それが個々の設定によって妨げられるのは不都合が生じる。またこのようなシステムは、ユーザーに対して通常の操作時にユーザーインターフェースを表示するものではないものもある。 したがって、特に1つの契約で複数かつ権限の異なる利用者が存在しうる企業向けの電気通信役務においては、企業を代表して契約する者（あるいは本ガイドラインにおける「加入者」）または企業における電気通信役務（あるいは電気通信サービス）の管理を行う者を「利用者」として、これらに対して確認の機会を付与することで足りるとしてはどうか。 【個人】 	<p>電気通信事業法における「利用者」とは、個人に限られるものではなく、法人その他の団体も含まれます。</p> <p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、企業たる法人が「利用者」である場合には、「企業を代表して契約する者」等に対して、確認の機会を付与することで足りると考えます。</p>	無
7-1 規律の概 要	意見：以下のガイドライン案の説明について、利用者に対して直接にブラウザやアプリケーションを通じて電気通信役務を提供している者（直接提供者）は本規律の対象になるとの理解である	本規律は、対象役務（電気通信事業法施行規則第22条の2の27各号の電気通信役務であって、ブラウザやアプリケーションを通じて提供されるもの）を提供する電気通信事業者	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>が、直接提供者が利用者の閲覧するブラウザやアプリケーション上で他者の広告を掲出する場合、当該広告掲出に関連する、直接提供者以外の第三者（広告主、DSP など）は本規律の対象とはならないという理解で良いか明らかにされたい。同様に、サードパーティーCookieの場合にも、当該サードパーティーは本規律の対象とならないという理解で良いかも明らかにされたい。</p> <p>「電気通信事業法第 27 条の 12 に基づき、同法施行規則第 22 条の 2 の 27 各号の電気通信役務であって、ブラウザやアプリケーション（利用者のパーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン、タブレット等で起動するものに限る。以下この章において同じ。）を通じて提供されるもの（以下この章において「対象役務」という。）を提供する電気通信事業者は、利用者に対し対象役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備（端末設備）を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、原則として、情報送信指令通信によって送信される情報の内容や送信先となる電気通信設備等について、当該利用者に確認の機会を付与しなければならない（以下この章において「本規律」という。）。」</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>が、利用者に対し対象役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとする場合を対象とします（電気通信事業法第 27 条の 12）。個別の事案ごとに判断されることとなりますが、御指摘のような広告主やサードパーティーについて、利用者に対して対象役務を提供するものではなく、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行うものではないことを前提とすると、本規律の対象外になると考えられます。</p>	
7-1 規律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部送信規律の義務者について いわゆる OEM ソフトウェアサービスのような、第三者の電気通信役務（電気通信事業または第三号事業に該当することを前提とする）を利用し、自身は電気通信設備の維持管理などの運用は実施していないが、利用者に表示および契約上、自己の電気通信役 	<p>本規律は、対象役務（電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 27 各号の電気通信役務であって、ブラウザやアプリケーションを通じて提供されるもの）を提供する電気通信事業者が、利用者に対し対象役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとす</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>務として、提供している者となる場合、7-1の規律に従う義務がある者は、利用者に表示および契約から提供者となっているとみなされる者のみか、第三者もまた義務者となるか、あるいは第三者のみが義務者となるか。</p> <p>判断の基準を示していただきたい。 【個人】</p>	<p>る場合を対象とします（電気通信事業法第27条の12）。</p> <p>そのため、個別の事案ごとに判断されることとなりますが、利用者に対して対象役務を提供するものではなく、他の事業者（利用者に対して対象役務を提供する電気通信事業者）にサービスを提供するような第三者は、本規律の対象とはならないと考えます。</p>	
7-1 規律の概要	<p>● 「委託」の意義について</p> <p>「なお、対象役務を提供する電気通信事業者の委託先である第三者に対して利用者に関する情報が送信される場合であっても、委託元である当該電気通信事業者において、本規律に従い、確認の機会を付与する必要がある。」とあるが、「委託」の意味が明らかでないように思われる。</p> <p>この点、個人情報保護法との関係では、『個人データの取扱いの委託』とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-4-4）とされていることを踏まえると、上記記載の「委託」も、「契約の形態・種類を問わず、対象役務を提供する電気通信事業者が他の者に対象役務の提供を行わせること」をいうと理解できるか。 【個人】</p>	<p>新ガイドラインの解説7-1の「委託先」とは、電気通信事業者が利用者に関する情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合における委託先を指します。明確化のために、新ガイドラインの解説7-1（※3）において、「<u>取扱いの委託</u>」という記載は、「<u>利用者に関する情報の取扱いの委託</u>」と修文します。</p>	有
7-1 規律の概要	<p>● 対象役務の共同提供と「委託」の区別</p> <p>二つの事業者による対象役務の共同提供と「委託」の区別はどのようになされるか。</p> <p>例えば、対象役務を提供する事業者（典型的にはニュースサイ</p>	<p>本規律は、対象役務（電気通信事業法施行規則第22条の2の27各号の電気通信役務であって、ブラウザやアプリケーションを通じて提供されるもの）を提供する電気通信事業者が、利用者に対し対象役務を提供する際に、当該利用者の電</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>トの運営を行う事業者)が、ウェブサイトの利用者の閲覧履歴の取得及び分析を第三者に依頼して行わせる場合(当該第三者の発行したWebトラッキングコード(Javascriptコード)を当該事業者が自身のニュースサイトに設置し、当該ニュースサイトを利用者が訪問した際に、当該Webトラッキングコードが利用者の端末に送信されることにより、当該利用者の端末から当該第三者のサーバに当該利用者の閲覧履歴が送信される場合)、当該事業者は原則として所定の事項を「通知又は容易に知り得る状態に置く」ことが必要となるが、当該第三者においてもかかる対応が必要になるか。このような事例では、(i)当該事業者と当該第三者が共同して対象役務を提供している(当該ニュースサイトを運営している)という整理と、(ii)当該事業者は当該第三者に対して対象役務の委託を行っているのみであり、委託元である当該事業者において外部送信規律への対応を行う必要がある(他方で、委託先である当該第三者において外部送信規律への対応を行う必要はない)という整理の二通りが考えられるが、いずれが妥当か。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとする場合を対象とします(電気通信事業法第27条の12)。個別の事案ごとに判断されることとなりますが、通常、対象役務を提供する事業者のウェブサイトに、第三者の発行したWebトラッキングコードが設置されていたとしても、当該第三者は、利用者に対し対象役務を提供するものではなく、本規律の対象にならないと考えられます。</p> <p>なお、新ガイドラインの解説7-1(規律の概要)における「委託」は、あくまでも「利用者に関する情報の取扱いの委託」であって、「対象役務の委託」ではありません。</p>	
7-1 電子メールマガジンの概要	<p>電子メールマガジンの媒介又は配信事業(総務省総合通信基盤局「電気通信事業参入マニュアル(追補版)(令和5年1月30日改定)16頁」)を営んでいる電気通信事業者又は第三号事業者が、情報提供者である企業等に対し、当該電子メールマガジンの受信者による開封の有無がわかる機能を提供している場合(その仕組みは以下の「【仕組み】」に記載のとおりである。)において、当該事業者による当該電子メールマガジンの送信自体は「情報送</p>	<p>新ガイドラインの解説7-1-1(用語の説明)に記載のとおりであり、御指摘の電子メールマガジンの送信自体は、当該送信それ自体により情報送信機能が起動するわけではないことを前提とすると、「情報送信指令通信」に該当しないと考えられます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>信指令通信」に該当するか。</p> <p>この点、「情報送信指令通信」とは、「利用者の電気通信設備（端末設備）が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備（端末設備）に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能）を起動する指令となるプログラム等の送信」をいうところ、当該電子メールマガジンの受信と同時に利用者の端末にWeb ビーコン（受信者毎に固有の URL が割り当てられたもの）が（メールクライアントのフォルダ等に）記録保存されること、そのような受信者毎に固有の URL は一種の識別子であり、「利用者に関する情報」に該当すると考えられること、及び当該電子メールマガジンを開封するとその固有の URL が外部に送信されることを踏まえると、当該電子メールマガジンの送信は「情報送信指令通信」にあたるか。</p> <p>この事例では、Cookie による利用者の閲覧履歴の取得のような典型的な事例とは異なり、（仮に「情報送信指令通信」への該当性が肯定されるとすると）「情報送信指令通信」の到達と同時に「利用者に関する情報」の端末への保存が行われていることになり、そのような場合でも外部送信規律の適用対象となるか伺った次第である。</p> <p>【仕組み】</p> <p>当該事業者が当該電子メールマガジンの送信を行う際に、当該電子メールマガジンに透明の小さな画像（いわゆる「Web ビーコン」）を埋め込んでおく。その際、当該画像はメールそのものに埋</p>		

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>め込むのではなく、所定の URL を参照して画像を表示させる設定としておき、しかもその URL は受信者毎に固有の文字列としておく。当該メールマガジンが受信者により開封されると、当該画像の読み込み（受信者毎の固有の URL の読み込み）が行われ、当該事業者の方で、どの URL にアクセスがあったかを確認すれば、当該電子メールマガジンの送信先のうちどのメールアドレスの者が当該電子メールマガジンを開封したかを把握可能である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
7-1-1 用語の説明	<p>● 「利用者に関する情報」について</p> <p>利用者に関する情報は、7-1(3)において、「端末設備に記録されている情報」を意味するとされているが、「連絡先情報」のような例示からすれば、正確には「端末設備（端末設備に保存されているソフトウェア、アプリケーションを含む）に記録・保存されている情報」ではないかと思われるが、そのような規定をしなかった理由を明らかにしていただきたい。</p> <p>また端末からアプリケーションやウェブページで入力し、送信された情報（キャッシュ等はされないことを想定する）は、「端末設備に記録されている」とはいえないから、これに該当しないと考えられるのではないかと。もしそうであるならば、明記いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「端末設備（端末設備に保存されているソフトウェア、アプリケーションを含む）に記録・保存されている情報」は、「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」に該当します。</p> <p>また、本規律は、電気通信事業者が利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとする場合を対象とするところ、利用者自身がウェブページやアプリケーションにおいて入力して送信した情報は、本規律の対象となりません。</p> <p>なお、御指摘の箇所は、「利用者に関する情報」について解説をしているものであることから、修正は不要と考えます。</p>	無
7-1-1 用語の説明	<p>「利用者の電気通信設備（端末設備）に記録されている情報であり、（略）利用者の氏名等、利用者以外の者の連絡先情報等が含まれる」とあるが、ここで記載しているもののほかにどのような情報が含まれることを想定しているのか。特に、文中の「等」が</p>	<p>本ガイドラインにおいては典型的なものを記載しているに過ぎません。「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」であれば本規律の対象となりますが、全ての事案を網羅的に記載することはできないため、これ以上</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	指す内容も含め、具体的に明らかにしていただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】	の追記は考えていません。	
7-1-1 用語の説明 7-2 通知又は 容易に知 り得る状 態に置く 方法	利用者に関する情報を送信する仕組みについて、外部送信規律はCookieの取扱いを規制する趣旨ではなく、Cookieを用いる以外の手法によって利用者に関する情報が送信される場合であっても規律に従う必要があるものと理解している。いわゆるCookie規制とは異なる内容である外部送信規律が、一面的な捉え方によりCookie規制であるかのような誤った認識が広まることは、規律への正しい理解を妨げかねないと懸念する。 また、一部の事業者のウェブサイト等において公表されているCookieポリシーの多くは、EUの規制への対応として一定の目的を果たしているものであるが、Cookieの名称や分類、機能の説明がなされている一般的なCookieポリシーでは、外部送信規律による義務事項を満たしているとはいえないと考えられ、このことにも留意が必要である。 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】	いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。	無
7-1-2 対象役務	出品者等の利用者が入力した情報に対し、プラットフォームが一定の加工を施して、ウェブサイト等を通じて一般消費者に閲覧させる場合でも、本ガイドライン第51条第1項第2号の対象役務に該当し得るとの理解でよいか。【一般社団法人新経済連盟】	個別の事案ごとに判断されることとなりますが、御理解のとおりです。	無
7-1-2 対象役務	出品者等の利用者とプラットフォームがミーティングで協議を重ね、プラットフォーム側が当該協議内容を踏まえて当該利用者に係る出品情報をウェブサイト等を通じて一般消費者に閲覧させる場合も、本ガイドライン第51条第1項第2号の対象役務に	個別の事案ごとに判断されることとなりますが、例えば、「出品者等の利用者」が情報を入力せず、「プラットフォーム」が情報を入力するような場合は、新ガイドライン第51条第1項第2号に該当しない可能性はあるものと考えられま	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>該当するのか。</p> <p>この場合、外形上は同号に該当し得る情報伝達行為であるものの、実態としては、「利用者が情報を入力し」(91頁)、「利用者から受信した情報」(92頁)とは必ずしも言えないとも考えられ、該当性について明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>す。なお、新ガイドライン第51条第1項第2号に該当しない場合には、新ガイドライン第51条第1項第4号に該当するものと考えられます。</p>	
7-1-2 対象役務	<p>7-1-2(2)において、「なお、アカウント登録や利用料の支払をすれば誰でも受信(閲覧)できる場合も、「不特定の利用者」に含まれる。」と記載されています。他方、7-1-2(4)の「不特定の利用者」については、上記のような記載がありません。</p> <p>7-1-2(4)の「不特定の利用者」についても、同(2)の「不特定の利用者」と同じように解釈されると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>7-1-2(4)の該当性について検討中のサービスがあるため、確認をお願いする次第です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御理解のとおりです。明確化のために、新ガイドラインの解説7-1-2の(4)にもその旨追記いたします。</p>	有
7-1-2 対象役務	<p>● 「対象役務」および「不特定の利用者」の意義について</p> <p>7-1-2において、対象役務は、(1)～(4)かつブラウザやアプリケーションを通じて提供されるものに限定されるとされている。</p> <p>このうち(2)は「(不特定に限定せず、利用者により入力された情報を)不特定の利用者の求めに応じて送信するサービス」、(4)は「不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する…不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とする」となっており、いずれも不特定の利用者からの需要を要件としている。</p>	<p>新ガイドラインの解説7-1-2(2)と(4)で、「不特定の利用者」の考え方が同様であるというのは、御理解のとおりです。</p> <p>法人その他の団体向けの電気通信役務であっても、対象役務(電気通信事業法施行規則第22条の2の27各号の電気通信役務であって、ブラウザやアプリケーションを通じて提供されるもの)に該当する場合には、本規律の対象となります。なお、「閉域網で提供される社内システムなどは、審査等により利用者が限定されており…特定の利用者となる」と示しているとおおり、「特定の利用者」が受信(閲覧)するのみの場合</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>この「不特定の利用者」の意義について、(2)では「閉域網で提供される社内システムなどは、審査等により利用者が限定されており…特定の利用者となる」としていることからすると、電気通信役務に対して、企業や団体に契約した場合は、利用者は当該企業等に所属する者に限定されるから、不特定の利用者に該当しないと考えられる。(4)も同様に考えられる。</p> <p>具体的には、企業内 SNS、電子掲示板、グループウェアなどが該当する。</p> <p>このような企業等向けの電気通信役務においては、代表して契約する者等へ確認の機会が付与されていれば足りると考える余地もあり、また送信される利用者情報が利用者の行動把握やターゲットティング広告に使われるようなものは通常考えにくいことから、今回の外部送信規律の趣旨から外れるものではないため、明示してはどうか。 【個人】</p>	<p>は、新ガイドライン第 51 条第 1 項第 2 号及び第 4 号には該当しません。</p>	
7-1-2 対象役務	<p>本ガイドライン第 51 条第 1 項第 4 号では、「前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であって、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの」とあるが、後段の「不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの」に該当しないものが具体的に何かを確認したい。</p> <p>特に、前段の「不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務」に該当するが、その役務が不特定ではなく、「特定の利用者</p>	<p>新ガイドラインの解説 7-1-2(2)と(4)で、「不特定の利用者」の考え方は同様となるため、アカウント登録や利用料の支払をすれば誰でも受信(閲覧)できる場合も、「不特定の利用者」に含まれます。</p> <p>したがって、個別の事案ごとに判断されることとなりますが、「サービスに登録したユーザーのみが閲覧できるような仕組みの場合」については、「不特定の利用者」に該当するものと考えられます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>よる情報の閲覧に供することを目的」とした場合は、当該(4)に該当しないものと考えられる。このような、「特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的」とした場合の具体例となるものを示していただきたい。</p> <p>例えば、当該役務が、サービスに登録したユーザーのみが閲覧できるような仕組みの場合は、この「不特定の利用者による情報の・・・目的とするもの」に該当せず、特定の利用者による情報の閲覧に供する事を目的とするものに該当し、(4)に該当しないと考えてよいか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
7-1-2 対象役務	<p>ガイドライン上、「別の自らの本来業務の遂行手段としてオンラインを活用している場合（ネット専門銀行など、実店舗を有していない場合を含む。）は、自己の需要のために電気通信役務を提供しているため、同様に「電気通信事業」に該当せず、電気通信事業法の規律の適用対象とならない。」とのことであるが、以下の2点について明らかにされたい。</p> <p>（ア）他社と共同で販売する商品についての広告を自社ウェブサイトで掲載する場合についても「自己の需要のために電気通信役務を提供しているため、電気通信事業法の規律の適用対象とならない。」とということ。</p> <p>（イ）他社の広告を自社ウェブサイトで掲載し一定の広告費を他社から受領するものの、自社ウェブサイトは全体としては自社の商品を販売するための情報提供を行っている場合も「自己の需要のために電気通信役務を提供しているため、電気通信事業法の規律の適用対象とならない。」とということ。（電気通信事業参入</p>	<p>例示いただいた事例の詳細が明らかではないところ、電気通信事業法の規律の適用対象となるのか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなります。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	マニュアル（追補版）ガイドブック 18 頁において、サーバー代の一部を賄うためにかかる HP に少数の広告バナーを貼っている場合に「電気通信事業」に当たらないとされている） 【個人】		
7-1-2 対象役務	金融事業者に関する事例において、金融情報のニュース配信は金融取引の判断において重要な指標となり得るもので、金融商品等のオンライン取引等に必要なものと通常は考えられるところ、「オンライン取引等とは独立した金融情報のニュース配信」とは、具体的にどのようなものを想定されているのか、明らかにしていただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】	例えば、株取引の仲介業務とは独立して、運用のコツや狙い目の銘柄等を紹介しているようなウェブサイトなどが該当すると考えられます。	無
7-1-2 対象役務	<p>各企業においては、自社に関する情報や自社が提供する商品又はサービスに関する情報を掲載するウェブサイト（以下「自社サイト」という）を開設していることが多い。</p> <p>その中には、次の（ア）乃至（エ）に記載のものであることも多く、それぞれかかる自社サイトの提供が、「電気通信事業」に該当することにより改正電気通信事業法第二十七条の十二第 1 項に定められる義務（以下「外部送信規律」という）の対象となるか否かを考慮するにあたっては、その自社サイト提供の目的において「自己の情報発信のために運営している場合」であると考えられることから、「他人の需要に応ずるために提供」しているものではないものとして、電気通信事業には該当しないとの理解でよい。</p> <p>（ア）ウェブサイト閲覧者（以下単に「閲覧者」という）が検索ワードを入力したうえで検索を指示することにより当該検索ワードが含まれるウェブサイト内ページの一覧が表示される、いわ</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、（ア）～（ウ）の機能のみを捉えて、「電気通信事業」の該当性を判断するのではなく、これらの機能を有するウェブサイトについて、「電気通信事業」の該当性を判断します。当該ウェブサイトが、自社に関する情報や自社が提供する商品又はサービスに関する情報を発信するために運営されている場合には、自己の需要のために電気通信役務を提供しているのであって、「他人の需要に応ずるために提供」しているものではないため、「電気通信事業」に該当しません。</p> <p>また、個別の事案ごとに判断されることとなりますが、（エ）のような場合は、「他人の需要に応ずる」に該当するものとして判断される場合があります。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>ゆるウェブサイト内検索機能が含まれる自社サイト</p> <p>(イ) 閲覧者からの質問、意見その他の問い合わせを受け付けるため、入力フォームを設け、閲覧者が送信指示をすることにより、入力内容が自社サイトサーバー等に送信される通信機能を有する自社サイト</p> <p>(ウ) 第三者が提供する動画ストリーミング配信サービスをウェブサイト内に埋め込み、利用者の操作により又は閲覧時に自動的に自社サイト内で動画コンテンツをストリーミング再生する自社サイト</p> <p>(エ) その多くにおいては自社に関する情報又は自社の製品若しくはサービスに関する情報を提供するものの、一部においては関連する情報（業界団体、事業環境にかかる情報や、業務提携先の企業にかかる情報など）もあわせて提供する自社サイト</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>		
7-1-2 対象役務	<p>レビューや口コミの掲載について、レビュー・口コミの掲載を中心とするサイトとは異なり、例えば、「電気通信事業」に該当しない自社商品のオンライン販売サイトにおいて、付随的に当該商品のレビュー・口コミの掲載がある場合、当該レビュー・口コミは独立の役務としての性質を備えておらず、電気通信役務としての独立性が認められないため、規律の対象外であると理解で相違ないか。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、レビューや口コミの機能のみを捉えて、「電気通信事業」の該当性を判断するものではなく、これらの機能を有するウェブサイトについて、「電気通信事業」の該当性を判断します。当該ウェブサイトが、自社商品のオンライン販売サイトであれば、自己の需要のために電気通信役務を提供しているのであって、「他人の需要に応ずるために提供」しているものではないため、「電気通信事業」に該当しません。</p>	無
7-1-2 対象役務	<p>民間PHRサービスでは、スマートフォンのアプリケーションを利用して医療情報やウェアラブルデバイス等より収集した情報の</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>外部送信が想定されますが、外部送信規律は、サービスを提供する事業者が、自身が規律の対象となるか否かについて、判断しづらいと考えます。「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の「7-1-2 対象役務」では、「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」及び同ガイドブックを参照と記載されていますが、民間 PHR サービスのように多業種の事業者が参入する分野では、電気通信事業向けのガイドラインやマニュアルを手に入る機会がないと考えられ、外部送信規律の周知の当たり、PHR サービスに関する具体的な事例を挙げるなどの工夫が必要と考えます。</p> <p>また、すでに公開されている「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」と、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」およびその解説との関係も整理し、事業者からみて分かりやすい説明する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
7-2-1 通知又は 容易に知 り得る状 態に置く 際に共通 して求め られる事 項	<p>該当箇所：通知等を行う場合には、次の(1)から(3)までの全てを満たす方法により、情報送信指令通信を行おうとするときに継続的に行うことが必要である。</p> <p>通知等を行うべき事項に変更が生じた場合においても同手法を用いることで足りる（容易に知り得る状態に置く方法であれば、変更を反映した内容を容易に知り得る状態に置けば良い）との理解で良いか、明確化いただくことを要望します。</p> <p>また、今後総務省 HP の電気通信消費者情報コーナーで具体的な</p>	<p>通知等を行うべき事項に変更が生じた場合については、御理解のとおりです。</p> <p>いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>方法の事例を掲載いただくことも併せて要望します。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>7-2-1 通知又は 容易に知 り得る状 態に置く 際に共通 して求め られる事 項</p>	<p>該当箇所： また、量が多い場合にはウェブページの階層化等の方法によりスクロールを行うことなく端末の画面に全体が表示されるようにすることも考えられる。</p> <p>今後の技術の進展等も踏まえ、利用者の利便性を著しく損なわない範囲で、利用者による確認をより容易にするための電気通信事業者による創意工夫が求められる。</p> <p>記載の方法について、今後、総務省 HP の電気通信消費者情報コーナーで具体的な方法の事例を掲載いただくことを要望します。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>7-2-1 通知又は 容易に知 り得る状 態に置く 際に共通 して求め られる事 項</p>	<p>該当箇所：なお、プライバシーポリシーやクッキーポリシー等が既にあり、その中に通知等を行うべき事項を記載する際には、3-5（プライバシーポリシー）に留意しながら、本規律に関する内容が含まれること等をタイトルや見出し等に明記しておくとともに、一括して確認できるように工夫することが望ましい。</p> <p>「外部送信規律 FAQ」の問 4-6 への回答を踏まえると、通知等を行うべき事項を記載しているページから、別ページにリンク等を飛ばし、遷移先のページで一部事項を記載することについて許容されるとの理解で良いか、ガイドライン又は FAQ で明確化いただくことを要望します。</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、御指摘のような方法は、新ガイドライン第 51 条第 2 項を満たしている限りにおいては、認められるものと考えられます。</p> <p>いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>【問 4-6】</p> <p>問 4-6 : 「第一号に規定する情報の利用目的」について、プライバシーポリシーへのリンクを記載する方法によって通知又は容易に知り得る状態に置くことはできますか。(第 3 号)</p> <p>答 : 「第一号に規定する情報の利用目的」について、利用目的が記載されたプライバシーポリシーへのリンクを示す方法によって、通知又は容易に知り得る状態に置くことは可能です。この場合、利用者の便宜のため、単に当該リンク先を表示するだけでなく、リンク先で表示される内容の概略を併せて示すことが望ましいといえます。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>7-2-2 通知の場合に特に求められる事項</p> <p>7-2-3 容易に知り得る状態に置く場合に特に求められる事項</p>	<p>● 7-2-2、7-2-3「通知または容易に知り得る状態に置く方法」について</p> <p>施行規則第二十二條の二の二十八第二項および第三項は、利用者の利用する映像面やウェブページでの表示を求めているが、第三号において「前二号に掲げる方法と同等以上（の方法）」を認めている。</p> <p>これには該当するウェブページ以外での表示が認められ得るか、どのような表示が認められ得るか、より具体的に明示いただきたい。例えば以下のような方法は認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリやソフトウェアの配信サイトにおけるプライバシーポリシーの表示 ・書面又は電磁的方法による申込にもとづき電気通信役務を提供する場合は当該申込時の表示 	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、御指摘のような方法は、新ガイドライン第 51 条第 2 項を満たしている限りにおいては、認められるものと考えられます。なお、「はがき」の送付による通知については、新ガイドライン第 51 条第 2 項第 2 号の「～利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。」を満たさないため、認められません。</p> <p>また、新ガイドライン第 51 条第 6 項第 3 号に規定しているとおり、「利用者が同意している情報」については、御指摘のとおり、これにより確認の機会を付与していることとなるため、当該利用者に対し別途通知等を行う必要はありません。このことは、新ガイドラインの解説 7-4-2（利用者が同意している情報）において、明示しています。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ・登録したユーザーへのメール・SMS送信、はがき等の送付による通知 ・上記を組み合わせる。 <p>特に申込時において書面や申込確認画面で情報送信に関し同意を取得している場合においては、7-4-2からすれば利用者に確認の機会が付与されているため、なお別途ウェブページ等での表示を満たす必要はただちにはないと考えられるのではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>7-2-2 通知の場合に特に求められる事項</p> <p>7-2-3 容易に知り得る状態に置く場合に特に求められる事項</p>	<p>外部送信規律に準拠する方法として、本ガイドライン解説「7-2通知又は容易に知り得る状態に置く方法」において、「情報送信指令通信を行うウェブページ」又は「即時通知等の画面」から「1回程度の操作で到達できる遷移先」等の記載があるが、記載すべき「情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容」その他の情報（以下「記載事項」という）が複雑かつ膨大となる場合もあり、かかる場合においては当該ウェブページ又は画面に一度に表示するより、掲載するウェブページを複数のウェブページに分割・区分・整理したうえで、リンク等を用いて利用者に当該情報を供することが、利用者の容易な理解・把握・確認に資すると考えられる。</p> <p>したがって、上記本ガイドライン解説における記載は、あくまで適切な通知又は容易に知り得る状態に置く方法の一例であって、最終的には、個別具体的な態様・実状に鑑み、より利用者の容易な理解・把握・確認に資する場合には、掲載するウェブページを複数のウェブページに分割・区分・整理したうえで、リンク</p>	<p>御理解のとおりです。</p>	<p>無</p>

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	等を用いて利用者に当該情報を供することも許容されるとの理解 でよいか。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】		
7-2-3 容易に知 り得る状 態に置く 場合に特 に求めら れる事項	<p>該当箇所：アプリケーションの起動後最初に表示される画面に おいて、当該事項を表示する画面へのリンクを記載する方法によ り行うことが考えられる。</p> <p>アプリケーション起動後の最初の画面は、アプリケーションの 状態により都度様々な通知を行うことも想定されるところ、「起動 後最初に表示される画面」は、起動後すぐの画面を意味するの ではなく、当該アプリケーションを利用する際に一般的に初期とさ れる画面であることを明確化すべき。</p> <p>アプリケーションにおいては、ウェブページのように単純なリ ンク貼り付け以外にも、設置された複数のメニューボタンの内容 に応じて、必要な情報にたどり着く構成が想定されるところ、「表 示する画面へのリンクを記載」とあるのは、単純なリンクではな く、アプリケーション独特のメニュー等のインターフェイスによ る遷移も可能であることを明確化すべき。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	御理解のとおりです。総務省のホームページにおいて掲載 しているFAQ等において、明確化を検討します。	無
7-2-3 容易に知 り得る状 態に置く 場合に特 に求めら	<p>「アプリケーションの起動後最初に表示される画面において、 当該事項を表示する画面へのリンクを記載する方法により行うこ とが考えられる」とあるが、アプリケーションの起動後最初の画 面は、アプリケーションの状況により、都度様々な通知を行っ たりすることが一般的であると考えられる。</p> <p>この「起動後最初に表示される画面」は単純に起動後すぐの画</p>	御理解のとおりです。総務省のホームページにおいて掲載 しているFAQ等において、明確化を検討します。	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
れる事項	<p>面という意味ではなく、およそ当該アプリケーションを利用する際に一般的に初期の画面となる画面であることを意図しているということによいか。</p> <p>また、「当該事項を表示する画面へのリンクを記載」とあるが、アプリケーションにおいてはウェブページのように単純なリンクを貼り付けること以外にも、複数のメニューボタンを設置し、そのメニューボタンから、必要な情報にたどり着く構成が一般的であると考えられる。</p> <p>単純なリンクではなく、アプリケーション独特のメニューなどのインターフェイスによる遷移も可能であるということによいか。 【一般社団法人新経済連盟】</p>		
7-3 通知又は 容易に知 り得る状 態に置く べき事項	<p>存在する全てのCookieやSDKを24時間365日アップデートするのは現実的に困難。網羅性や適時性には限界があるところ、事業者の目線に立って運用すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p>	無
7-3 通知又は 容易に知 り得る状 態に置く べき事項	<p>存在している全てのCookieやSDKを24時間365日アップデートしていくことは現実的に困難であり、網羅性や適時性には限界がある。</p> <p>事業者とのコミュニケーションを重視し、常に行いながら、利用者に加えて事業者の目線も重視した現実的な運用を構築していただきたい。 【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p>	無
7-3	「送信元」との記述について、「利用者に関する情報」の送信を行	御指摘のとおりと考えます。新ガイドラインの解説 7-3-1	有

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
通知又は 容易に知 り得る状 態に置く べき事項	<p>当該電気通信役務を指すものと理解するが、「利用者に関する情報」を外部に送信するのは利用者の端末であることや、「情報送信指令通信」のプログラムの送信とも混同しやすいことから、「送信元」ではなく別の用語を用いることが望ましいと考える。</p> <p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>	<p>(通知等を行うべき事項)において、「<u>送信元</u>」という記載は、「<u>当該情報送信指令通信を行った電気通信事業者</u>」と修文します。</p>	
7-3-1 通知等を 行うべき 事項	<p>該当箇所：利用者に対し通知等を行うべき事項について確認の機会を付与するという立法趣旨を踏まえ、送信される情報がどのような情報であるか、利用者が適切に認識できるように記載する必要がある。送信される情報を具体的に列挙することなく、「等」や「その他」等のあいまいな表現を安易に使用することは避けるなど、利用実態及び利用者の利便に合わせて適切に記載されるのが望ましい。</p> <p>例えば、「ウェブサイト閲覧履歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載粒度で良いとの理解で良いか、考え方をガイドライン又はFAQ等で明確化していただくことを要望します。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、いただいた記載粒度でも問題ないものと考えられます。</p> <p>総務省のホームページにおいて掲載しているFAQ等における明確化を検討します。</p>	無
7-3-1 通知等を 行うべき 事項	<p>該当箇所：情報送信指令通信を行う電気通信事業者の利用目的（すなわち、当該電気通信事業者が情報送信指令通信を行う目的）、及び情報送信指令通信に基づく利用者に関する情報の送信先となる者の利用目的（すなわち、上記(2)に該当する者が利用者に関する情報を取り扱う目的）のいずれも記載する必要がある。</p> <p>通知等を行うべき利用目的の記載粒度としては、例えば「当社</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、いただいた記載粒度でも問題ないものと考えられます。ただし、例えば、利用者に関する情報から、当該利用者に関する行動・関心等の情報を分析する場合、どのような取扱いが行われているかを当該利用者が予測・想定できる粒度で利用目的を記載しなければならないものと考えられます。総務省のホームページにおいて掲載しているFAQ等における明確化を検討しま</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>の商品やサービスの運用・向上、新商品や新サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため」「お客さまにお勧めする商品・サービス・コンテンツ等のご案内のため」「お客さまに適した当社および他社の広告の表示・配信のため」といった記載ぶりは許容されるか、ガイドライン上で明記していただくことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>す。</p>	
7-3-1 通知等を行うべき事項	<p>送信先の利用目的を記載する必要ありとされているが、個別に確認しても回答を得られず、開示されているPrivacy Policy等から判断するのは困難な場合も。特に英語のドキュメントしかない送信先の場合は、一層困難。このため、送信先の利用目的の精緻な記載までは求めず、通常利用すると思われる利用目的の限度で記載することも許容すべき。</p> <p>「ウェブサイト単位で（ウェブページごとではない）まとめて表示することも考えられる」とあるが、例えば一つのウェブサイトのドメインに複数の「対象役務」が存在している場合もまとめて表示することで問題ないか、明確化すべき。</p> <p>「第三者の送信先の利用目的が英語の場合は日本語で概要が望ましい」とあるが、現実に対応困難な場合も。英語しかない、または日本語での記載がない場合のツールが多々存在する中、導入企業による日本語での概要作成を強く求める場合、政府として、非日本語で利用目的を記載している第三者企業に対し、日本語化を懇願すべき。</p> <p>「送信先において記載例などが示されている場合」とあるが、かかるケースの存在を把握していない。総務省におかれては、今</p>	<p>いただいた御意見は、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p> <p>「一つのウェブサイトのドメインに複数の『対象役務』が存在している場合」についても、まとめて表示することも考えられます。ただし、まとめて表示する対象役務ごとに、通知等すべき事項に差異があるのであれば、当該差異が分かるようにする必要があると考えます。</p> <p>なお、通知等を行うべき事項の記載は、「日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること」等を満たしておくことが必要ですので、送信先の利用目的等を示すリンク先が英語等日本語以外の場合については、リンクの表示のみで対応することは認められません。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	後、第三者の送信先への強い働きかけや「送信先における記載例」の例示をお願いしたい。【一般社団法人日本経済団体連合会】		
7-3-1 通知等を行 うべき事 項	<p>送信先の利用目的について記載する必要があるとされているが、送信先の利用目的について個別に確認しても回答をもらえないケースもあると思われる。そのような場合に開示されているプライバシーポリシー等から判断することになるが、詳細に判断することは困難な場合も多い。特に、英語のドキュメントしかないような送信先の場合は、更に困難になる。</p> <p>送信先の利用目的を厳密に記載する必要ではなく、通常利用されられると思われる利用目的の限度で記載することを許容していただきたい。</p> <p>「ウェブサイト単位で（ウェブページごとではない）まとめて表示することも考えられる」とあるが、例えば一つのウェブサイトのドメインに複数の「対象役務」が存在している場合にもまとめて表示することが問題ないか、明確にしていきたい。</p> <p>第三者の送信先の利用目的が英語等日本語以外の場合は、日本語で概略を示す必要があるとされているが、現実的な対応は困難である場合も多々ある。</p> <p>日本語以外での記載しかないツールは多々存在しており、導入企業によるそれらの概略の日本語での記載を求めるのであれば、非日本語で利用目的を書いている企業に対して、総務省として日本語化のアプローチを行うことも検討していただきたい。</p> <p>「各記載事項について・・・送信先において記載例などが示されている場合・・・参考にすることが望ましい」とあるが、その</p>		

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>ようなケースの存在を把握していない。</p> <p>今後、総務省が第三者の送信先に強く働きかけをすることや、「送信先における記載例」の例を示すことをしていただきたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>		
7-3-1 通知等を行 うべき事 項	<p>外部送信規律に基づき、「通知又は容易に知り得る状態に置く」べき情報としては、現時点で送信される利用者に関する情報に限定せず、将来的に送信されうる利用者に関する情報についてもあわせて記載することが、利用者の理解・把握・確認における透明性がより高まると考えられるが、かかる対応も許容されると考えてよいか。【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>情報送信指令通信により送信されることとなる利用者に関する情報について通知等を行う必要がありますが、これと区別した上で、将来的に送信され得る利用者に関する情報について、併せて通知等を行うことは妨げられないものと考えられます。ただし、将来的に送信され得る利用者に関する情報が、実際に送信されることとなった場合は、当該記載を更新すべきものと考えられます。</p>	無
7-4-1 利用者に 通知等を行 う必要 まではな いと考 えられる情 報	<p>外部送信規律の適用除外について、「電気通信役務の提供に当たって必要不可欠な情報」については確認の機会の付与を義務付けないこととされており、事業法の趣旨からすると、電気通信サービスの安定の確保のために技術的に必要な情報の外部送信については規律の適用対象外とするものと理解している。また、外部送信規律において利用者に対して確認の機会を付与することの意義は、事業法の目的として「通信関連プライバシー」の保護という利用者の権利を守ることにあるとすれば、一般の利用者から見て送信されることが明らかな情報までを規律の対象にする必要はないものといえる。</p> <p>この点からすると、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者に送信される情報であっても、当該電気通信事業者以外に送信される情報であっても、「利用者が電気通信役務を利用する上で当</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>該電気通信役務を提供するために必要な情報」で「その送信が一般的な利用者にとって想定できるもの」であるか否かが、利用者に確認の機会を付与する必要があるかどうかの判断基準となる。インターネット上のウェブサイトやアプリにおいては、当該電気通信事業者が自ら開発・構築したものではない第三者の事業者向けサービスを組み込むことが一般的であり、それらの第三者への情報の送信がなされなければ利用者への電気通信役務の提供が完結しないことも多い。そのような実態からすれば、解説7-4-1-1(1)において「一方、当該電気通信事業者以外に送信される情報については、必ずしも当該電気通信役務の提供のために必要とは考えられない」との記述は適切とはいえない。当該電気通信事業者以外への情報の送信については、「一般の利用者から見て送信されることが通常想定できないことが考えられる」等の事実を即した記述にすることが望ましいと考える。</p> <p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>		
7-4-3 送信又は 利用の停 止を求め ていない 情報	<p>事例については今後総務省 HP 等で紹介いただく想定との理解であるが、GL 解説案においても、(5)については、「ウェブサイト閲覧履歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載粒度で良いのか、という考え方をガイドライン上で明記していただくことを要望します。</p> <p>同様に、(7)については、利用目的の記載粒度として、例えば「当社の商品やサービスの運用・向上、新商品や新サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため」「お客さまにお勧めする商品・サービス・コンテンツ等のご案内のため」「お</p>	<p>個別の事案ごとに判断されることとなりますが、いただいた記載粒度でも問題ないものと考えられます。ただし、例えば、利用者に関する情報から、当該利用者に関する行動・関心等の情報を分析する場合、どのような取扱いが行われているかを当該利用者が予測・想定できる粒度で利用目的を記載しなければならないものと考えられます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>客さまに適した当社および他社の広告の表示・配信のため」という記載ぶりは許容されるか、ガイドライン上で明記していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
7-4-3 送信又は 利用の停 止を求め ていない 情報	<p>オプトアウト措置について、広告配信サービスや関連サービスにおいては、利用者に関する情報の「利用の停止」であることが一般的である。ウェブサイトの場合、タグによる情報の送信を停止することは技術的に困難であり、標準化された技術は存在しない。例えば、第三者のタグにより情報を送信している場合、オプトアウトの機能を開発・実装するのはタグを発行している送信先の第三者であり、当該第三者が保有しているデータベースと照合してオプトアウトした利用者であるかどうかを識別するために必要な情報の送信が必ず行われるため、送信の停止はなされない。また、アプリの場合、例えば、OSが提供するオプトアウト（端末の設定での広告トラッキングの拒否）により広告用端末識別IDの送信が停止されたとしても、その他のアプリ（SDKを含む）が必要とする情報は送信される。</p> <p>JIAAの「行動ターゲティング広告ガイドライン」においては、取得の停止または利用の停止をオプトアウトとして規定しているが、この場合の取得の停止とは、行動ターゲティング広告のための情報の取得を停止することを意味し、行動ターゲティング広告以外の広告配信を含むその他の目的のための情報の取得は継続されるものであり、送信の停止をオプトアウトの要件にはしていない。また、利用者に関する情報の蓄積（データベース化）を伴わない場合には、オプトアウトの提供は不要であり、行動ターゲテ</p>	<p>いただいた御意見については、今後新ガイドラインを運用していく上での参考とさせていただきます。</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>イング広告ガイドラインの規定の対象外である。</p> <p>なお、当該電気通信役務をログインして利用している利用者に対してオプトアウトに限らず、情報のコントロールを可能とするダッシュボード等を提供して、利用者の確認の機会のみならず選択の権利を付与する取り組みを行っている事業者もある。このような利用者のプライバシーへの影響に配慮した積極的な取り組みに対しては、外部送信規律の適用において柔軟な理解を求めたい。</p> <p>【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● しおり付き PDF <p>配布される PDF の文書は、最低でもしおり付き PDF にして、可能でしたら Word の原ファイル(変更履歴付き)を公開することでレビューの質の向上、効率向上が期待できます。また、英国などでは政府が国民のために PDF を公開することを禁止していると認識しています。ともかく見られて改竄されにくく、アナログ(紙)の延長である PDF での安易な提供に関して、本当に国民のための方法になっているかを個々の行政機関でも考えて欲しいと思います。国民の1人としての意見として、しおり無しのPDFは最低であり、Wordでの検索機能、変更履歴表示機能など非常に効果的、効率的、高品質でのレビューが可能です。利活用にあたり、資料作成するのにPDFからのコピーペーストをして体裁を整えてなど非常に非効率な作業を実施しています。</p> <p>本当は、Native な HTML 又は XML+Reader などの構成もいいのではないかと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の意見公募に係る参考とさせていただきます。</p>	無
その他	<p>個人情報保護に至っては不正アクセスの点から、公衆無料 wi-</p>	<p>本意見募集は本ガイドラインの解説の改正案の内容に関</p>	無

該当箇所 ※新GL の解説 に対応	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
	<p>fi、それに紐づけられた監視カメラ、デパートやショッピングモールの入り口にある人物認識をするカメラ型体温計、これもキッチンと監視対象にしてください。</p> <p>闇サイトを使う変な人間が不正ソフトウェアを紛れ込ませる事も出来るので。</p> <p>一度スマホから位置情報取得されたら、住居近辺の公衆無線LANと紐づいた監視カメラに不正ソフト紛れ込ませて、変なストーキングされる事もあるので、公衆無線LANにもメンテナンスする様にして欲しいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>	